

本文は全保険薬局に一斉に FAX 送信しています。(2枚)

令和3年2月5日
一般社団法人 京都府薬剤師会

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 ・医療提供体制確保支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための新しい補助制度ができました。
内容をご確認いただき、もれのないようご活用をお願いします。

- 1 補助の対象機関 : 保険薬局
- 2 補助上限額 : 20万円
- 3 補助の対象経費
令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や医療体制の確保に要する経費（いわゆる「70万円の支援事業」と同じ対象です。）
- 4 申請書の提出期限 : 令和3年2月28日（日）当日消印有効
- 5 提出方法 : 次に郵送してください。
〒119-0397 銀座郵便局留
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症拡大防止・
医療提供体制確保支援補助金担当 あて
- 6 提出書類
【申請する経費の支出がすべて終わっている場合】
 - ① 交付申請書（第5号様式）
 - ② 申請書の別紙
 - ③ 厚生労働省への請求書
 - ④ 申請する経費にかかる領収書等支出額に分かるもの（写し）

【申請する経費の支出が終わっていない場合】

- ① 交付申請書（第 3 号様式）
- ② 申請書の別紙
- ③ 厚生労働省への請求書

※この場合、事後に次の「事業実績報告書」等の提出が必要となります。

- ① 事業実績報告書（第 4 号様式）
- ② 実績報告書の別紙
- ③ 領収書等支出額の分かるもの（写し）
- ④ 交付決定通知書（写し：厚生労働省から届いたもの）

申請書類は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

この FAX 分は、京都府薬剤師会ホームページの「重要なお知らせ」に掲示しています。

<https://www.kyotofuyaku.or.jp/>

7 留意事項

- ① 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受け取ることはできません。
- ② 今回の補助金申請が間に合わない場合は、令和 3 年 4 月 1 日以降に使用した経費を対象に令和 3 年度実施分の補助事業に申請することができます。（申請はどちらか 1 回限りです。）
令和 3 年度の申請方法等は、国から通知があり次第、別途お知らせします。
（令和 2 年度に使用した経費を令和 3 年度事業で申請することはできませんので、ご注意ください。）
- ③ 令和 2 年度（または 3 年度）の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金にかかる仕入控除額が確定した場合は、令和 4 年 6 月 30 日までのできるだけ早い時期に、第 2 号様式を厚生労働省に提出してください。

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 医政局医療経理室 あて

8 問い合わせ先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：0120-336-933

（平日 9：30～18：00）